

大隅肝属広域事務組合火葬場条例施行規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第23号

改正

平成25年3月8日規則第2号

令和元年9月27日規則第1号

令和5年3月10日規則第1号

大隅肝属広域事務組合火葬場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合火葬場条例（平成25年大隅肝属広域事務組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(臨時の休場日)

第1条の2 臨時の休場日は毎月第2「友引日」と定める。

(使用手続)

第2条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市町村長が交付した墓地、埋葬等に関する法律（昭和22年法律第48号）第8条の火葬許可証又は改葬許可証及び火葬場使用許可申請書（別記第1号様式）を管理者に提出して、使用料を納めなければならない。

2 火葬場使用許可申請書の受付は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 火葬場において火葬場使用者は、火葬許可証又は改葬許可証及び火葬場使用許可申請書を職員に示し、その指示に従わなければならない。

4 職員は火葬を行ったときは、火葬許可証又は改葬許可証に火葬済印（別記第2号様式）を押印し、火葬場使用許可証とともに、火葬場使用者に返さなければならない。

(使用の順序)

第3条 火葬場の使用は、火葬場使用許可証に記入された時間によるものとする。ただし、管理者が伝染病予防上その他特に必要と認めたときは、その順序を変更することができる。

(職員)

第4条 火葬場に必要な職員を置くことができる。ただし、指定管理者の指定を行ったときは、この限りでない。

(遺骨の引渡し)

第5条 遺骨の引渡しは、火葬に付した当日とする。ただし、使用者の便宜により、火葬に付した翌日に引き渡すことができる。

(使用料減免手続)

第6条 条例第12条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受ける場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減額又は免除するものとする。

(1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に規定する、行旅死亡人の火葬をする場合 全額

(2) その他管理者が特別の理由があると認めた場合 管理者が定める額

2 条例第12条第2項の規定により使用料の減額又は免除を願い出る者は、火葬場使用料

減免申請書（別記第3号様式）に当該申請の理由となる事実を証する書類を添えて管理者に提出し、承認を得なければならない。

（分骨の証明）

第7条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条第3項において準用する同条第1項の規定による火葬の事実を証する書類の請求は、分骨証明申請書（別記第4号様式）により行わなければならない。

（損傷等の届出）

第8条 使用者は、火葬場の施設（これに附属する設備及び器具を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第9条 条例第3条の規定により火葬場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条第1項、第3項、第4項、第3条、第6条第2項及び第8条の規定の適用については、第2条第1項、第3条、第6条第2項及び第8条中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、第2条第3項及び第4項中「職員」とあるのは「指定管理者」とする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

規則（令和5年3月10日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

火葬場使用許可申請書

申請年月日 年 月 日

大隅肝属広域事務組合 管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり、火葬場を使用したいので、申請します。

使用希望年月日時	年 月 日 午 前後 時 分			
区 分	大人・小人・その他（死産児、改葬、胎盤、手足）			
死亡者の本籍 <small>（死産児の場合、父母の本籍）</small>				
死亡者の住所 <small>（死産児の場合、父母の住所）</small>				
死亡者の氏名 <small>（死産児の場合、父母の氏名）</small>		性別	男・女	
出生年月日 <small>（死産児の場合、妊娠月数）</small>	明治・大正 昭和・平成 年 月 日	年齢	歳	
死 因	一類感染症等 ・ その他			
死亡年月日時 <small>（死産児の場合、分娩年月日）</small>	年 月 日 午 前後 時 分			
死 亡 場 所 <small>（死産児の場合、分娩場所）</small>				
申請者と死亡者の続柄				
（管理者記載欄） 火葬場使用許可申請第 号				
使用料 _____ 円	<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">受付印</td> </tr> </table>			受付印
受付印				

※本申請書類は、複写になっておりますので、用紙を切り離さず、下記に留意し必要事項を御記入下さい。

- 1 申請年月日、申請者住所・氏名及び太枠線内を「死体埋火葬許可証」等を参考に御記入下さい。
- 2 使用・死亡時間（前・後）、区分、性別、出生年号、死因欄は該当する項目を○で囲んで下さい。
- 3 火葬場へ持参する書類及び使用料金
 - ①本申請書
 - ②市町村が発行する死体埋火葬許可証又は改葬許可証
 - ③使用料金（火葬場使用許可証（本申請書2枚目）裏面の使用料金表を御参照下さい。）
- 4 本申請書に受付印のないものの許可は無効となります。

火葬場使用許可証

申請年月日 年 月 日

申請者 住 所 _____

氏 名 _____様

下記のとおり、火葬場の使用を許可します。

使用年月日時	年 月 日 午 前後 時 分
区 分	大人・小人・その他(死産児、改葬、胎盤、手足)
死亡者の本籍 (死産児の場合、父母の本籍)	
死亡者の住所 (死産児の場合、父母の住所)	
死亡者の氏名 (死産児の場合、父母の氏名)	性別 男・女
出生年月日 (死産児の場合、妊娠月数)	明治・大正 年 月 日 昭和・平成 年齢 歳
死 因	一類感染症等 ・ その他
死亡年月日時 (死産児の場合、分娩年月日)	年 月 日 午 前後 時 分
死 亡 場 所 (死産児の場合、分娩場所)	
申請者と死亡者の続柄	

火葬場使用許可 第 _____ 号

使用料 _____ 円

年 月 日

大隅肝属広域事務組合 管理者 印

(火葬場使用許可証裏面)

火葬場使用料金

区 分	死亡者等の住所	
	関係市町住民	他市町村住民
大人（13歳以上）	20,000円	45,000円
小人（13歳未満）	18,000円	37,000円
その他	16,000円	30,000円

備考1 「死亡者等の住所」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 大人及び小人 死亡者の住所
 - (2) その他（死産児） 父又は母のいずれかの住所
 - (3) その他（手足） 使用者の住所
- 2 「関係市町住民」とは、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町に住所を有する者をいう。
- 3 「他市町村住民」とは、前項に定める場合以外をいう。

別記第2号様式（第2条関係）

3 cm	大隅肝属広域事務組合火葬済証					
	平成	年	月	日	午前	時 分
	取扱者氏名					午後
取扱者氏名 印						
6 cm						

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合 管理者 様

申請者 住所 _____ 印
氏名 _____
電話 _____
死亡者等との続柄 _____

下記のとおり火葬場使用料の減免を申請します。

火葬に付するもの		死体 ・ 死産児 ・ その他 ()		
死亡者 (死産児の 場合、父 母)	住 所		年齢	
	氏 名		性別	男 ・ 女
火葬の年月日時		年 月 日	午前 午後	時 分
使 用 料				
減 免 申 請 額				
減 免 申 請 の 理 由				
添 付 書 類				

※添付書類：市町長の証明書

課			
長		係	

火葬場使用料減免承認通知書

年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合
管理者

印

下記のとおり火葬場使用料の減免を承認します。

火葬に付するもの		死体 ・ 死産児 ・ その他 ()		
死亡者 (死産児の 場合、父 母)	住 所		年齢	
	氏 名		性別	男 ・ 女
火葬の年月日時		年 月 日	午前 午後	時 分
使 用 料				
減 免 申 請 額				
減 免 申 請 の 理 由				
承 認 番 号				

分骨証明申請書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合 管理者 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____
死亡者等との続柄 _____

下記のとおり遺骨を分骨したいので、請求します。

死亡者 (死産児の場合、父母)	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	年 齡	
死 亡	年 月 日			
	場 所			
火葬の場所	きもつき苑			
火葬年月日	年 月 日			
分骨収蔵予定年月日				
分骨収蔵予定場所				
	課 長		係	

分骨証明書

年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合
管理者 印

下記の遺骨は、きもつき苑において火葬後、分骨された焼骨であることを証明します。

死亡者 (死産児の場合、父母)	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	年 齡	
死 亡	年 月 日	年 月 日		
	場 所			
火葬の場所	きもつき苑			
火葬年月日	年 月 日			
分骨収蔵予定年月日				
分骨収蔵予定場所				
証 明 番 号				